

**選挙人名簿を
縦覧できます**

12月1日現在で、新たに永
久選挙人名簿に登録した人の
名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異
議がある人は、縦覧期間内に
本庁・選挙管理委員会事務局
へ申し出ることが出来ます。

▼対象Ⅱ 次のいずれにも該当
する人。①12月1日現在で
満20歳以上の人②9月1日
までに本市に住民票が作成
された人で、引き続き市内
に住所がある人。

▼期間Ⅱ 12月3日㊸から同7
日㊹まで。

▼ところⅡ 本庁・選挙管理委
員会事務局。

※詳細は本庁・選挙管理委員
会事務局（内線1161）
へお尋ねください。

**家屋の新・増築、解体、
用途変更はご連絡を！**

平成20年中に新・増築した
家屋は、同21年度から固定資
産税の課税対象となります。
新・増築が完成したら早めに

本庁・固定資産税課へご連絡
ください。身分証明書を携帯
した調査員が事前に連絡して
調査に伺います。

また、家屋の解体をしたと
きは「解家届」を、用途を変
更したときは「用途変更届」
を本庁・固定資産税課または
各支所・総務振興課へ提出し
てください（届出書は、同課
に備え付けています）。届け
出がないと、解体前や用途変
更前の固定資産税がいつまで
も課税される場合があります。
※詳細は本庁・固定資産税課
固定資産係（内線115
2）へお尋ねください。

**バリアフリーに改修した
住宅の固定資産税を減額**

市では、高齢者や障がい者
などが居住する住宅の段差や
仕切りなどを取り除いたり、
手すりの取り付けや浴室・ト
イレの改良をしたりするなど、
バリアフリーのための改修工
事を行った住宅の固定資産税
を減額します（1回のみ）。
▼減額の要件Ⅱ（住宅）市内
に平成19年1月1日以前に

建設され、次のいずれかの
人が居住する住宅。①65歳
以上の人②要介護（支援）
認定を受けている人③障が
いがある人。「工事の内容」
平成19年4月1日から同22
年3月31日までの間に行う
次のいずれかの工事で、自
己負担額が30万円以上（補
助金などを除く）の工事。
①廊下の拡幅②階段の勾配
緩和③浴室の改良④トイレ
の改良⑤手すりの取り付け
⑥床の段差解消⑦引き戸へ
の取り替え⑧床表面の滑り
止め。

▼減額される額Ⅱ 工事が完了
した翌年度の固定資産税
（年額）の3分の1（ただし、
床面積100㎡まで）。

▼申請方法Ⅱ 本庁・固定資産
税課または各支所・総務振
興課に備え付けの申請書に
必要事項を記入し、工事完
了後3カ月以内に工事の明
細書や写真などを添えて、
本庁・固定資産税課へ提出
してください。
※詳細は本庁・固定資産税課
固定資産係（内線115
3）へお尋ねください。

**償却資産申告のご準備を
資産の耐用年数が変更**

償却資産とは土地・家屋以
外の事業用資産のことで、そ
の減価償却費（額）は所得税法
または法人税法による所得の
計算上、必要経費または損金
に算入されます。

償却資産を持つている人は、
1月1日現在の償却資産の状
況を2月2日㊸までに償却資
産が所在する市町村に申告し
なければなりません。申告に
備えて、資産の名称や数量、
取得年月、取得金額、耐用年
数などを早めに整理しておい
てください。また、申告の際
は、法人は固定資産台帳や法
人税申告書などをもとに、個
人は所得税の申告（確定申告）
における減価償却明細や固定
資産を管理している帳簿など
をもとに申告してください。

なお、対象者には申告書類
を12月中旬に送付します。初
めて申告する人は、本庁・固
定資産税課へご連絡ください。
また、平成20年度の税制改正
で、償却資産の耐用年数が変
更されました。詳細について

は、申告書類とあわせて送付
する「耐用年数変更のお知らせ」
をご覧ください。十分に
注意して申告してください。
※詳細は本庁・固定資産税課
固定資産係（内線115
3）へお尋ねください。

**「青少年指導者のための
通信教育」受講生募集**

（社）青少年育成国民会議が実
施する「青少年指導者のため
の通信教育」の受講生を募集
します。これは、青少年を健
全に育成するための指導者を
養成する通信教育講座で、テ
キストによる学習や集合研修
などを行いながら、専門的な
知識を身に付けることができ
ます。また、通信教育を終了
すると「青少年育成アドバイザー」
として認定されます。
▼応募資格Ⅱ 青少年に関わる
活動や仕事をしている人。

▼受講期間Ⅱ 平成21年4月か
ら同23年3月までの2年間。
▼募集人員Ⅱ 全国で300人
程度。

▼受講料Ⅱ 3万円（2年分）。
※受講2年目に実施される集

**献血にご協力を
お願いします**

合研修の参加費などが別途
必要となりますが、費用の
一部は（社）青少年育成国民
会議から助成されます。
▼申込方法Ⅱ 本庁（別館）・社
会教育課に備え付けの申込
書に必要事項を記入し、12
月12日㊸までに同課へ提出
してください。
※詳細は本庁（別館）・社会教
育課生涯学習推進係（内線
2542）へお尋ねを。

期日	時間	場所
12/10 ㊸	14:00～16:00	有明保健センター
12/11 ㊸	9:00～11:30	五和漁村センター
	13:00～16:00	天草セントラル病院
12/12 ㊸	9:00～11:30	五和支所
	12:30～15:30	

▶持参品＝献血カード（献血手帳）または身分証明書。
※いずれも400ml献血のみとなります。

※詳細は天草中央保健福祉セ
ンター ☎243737へ。

消防団活動へのご協力をお願いします

■消防団に入団しませんか！

消防団は、「自らの地域は自らが守る」という使命感を持った団員が、火災や風水害などから地域住民の生命・財産を守るために活動しています。しかし、過疎化や就業構造の変化などで、団員の数が減少傾向にあります。

近年、大地震や豪雨などによる災害が全国各地で起きていますが、本市でもいつこのような災害が発生するかわかりません。“いざ”というときには、消防団の力が必要となります。皆さんも、地域を災害などから守るために、消防団に入団しませんか。

- 入団資格＝市内在住で、18歳以上の健康な人（男女は問いません）。
- 活動内容＝火災や風水害などの防衛や被害の軽減活動、各種訓練への参加など。

【問い合わせ先】 本庁・防災交通課防災消防係（内線1232）

- 入団方法＝電話で本庁・防災交通課または各支所・総務振興課へご連絡ください。
- 入 団 日＝平成21年4月1日（予定）。



■市民の皆さんや各事業所のご協力を！

消防団員は、市民の生命・財産を守るため、火災時などの緊急出動や各種訓練などを行っています。団員の確保や、円滑な活動・訓練に対する市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また近年、事業所に勤務する団員の割合が高くなっており、地域の消防・防災力の維持・向上を図るためには、各事業所の協力が必要不可欠です。消防団活動に対する各事業所のご理解とご協力をお願いします。

**鶏やアヒルなどを
飼っている人はご連絡を！**

近年、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。市では、同インフルエンザの進入を防止する対策を強化するとともに、鳥類を飼っている人を把握することにしています。このため、鶏やアヒル、カモ、インコなどを飼っている人は、鳥の種類と数を平成21年1月16日㊸までに電話で本庁（別館）・農業振興課または牛深支所・産業振興課、その他の支所・産業建設課へご連絡ください。

また、飼っている鳥が不自然に死んでいたり、近所で複数の野鳥などが死んでいるのを見つけたときは、素手で触れることを避け、直ちに同課へご連絡ください。

【問い合わせ先】
本庁（別館）・農業振興課農産普及係（内線2584）

幻想的な天草をお楽しみください！

来年2月まで、市内の各所がライトアップされたり、イルミネーションで飾られます。場所と日時は次のとおりです。

場 所	日時(予定)
リップランドモニュメント広場(有明町)	実施中～2月28日㊸ 日没～22:30
しおさい館(御所浦町)	12月上旬～1月中旬 17:30～24:00
じゅうえん公園(栖本町)	12月2日㊸～1月20日㊸ 17:30～23:00
通詞大橋(五和町)	12月23日㊸～1月4日㊸ 19:00～24:00
大江天主堂(天草町)	12月10日㊸～1月5日㊸ 17:00～23:00
崎津天主堂(河浦町)	12月7日㊸～1月4日㊸ 17:30～22:00

※崎津天主堂は12月23・24・25・31日と1月1・2・3日は24:00まで
【問い合わせ先】
本庁（別館）・商工観光課観光振興係（内線2559）